

○財務省告示第百八十二号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十八年五月三十日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年六月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

九	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十八年五月三十日	額面金額百円につき百円六銭五	厘一毛	特別参加市場	国債市場	入札発行競争	価格競争	発行競争	償還期限	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
九	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十八年五月三十日	額面金額百円につき百円六銭五	厘一毛	特別参加市場	国債市場	入札発行競争	価格競争	発行競争	償還期限	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十八年五月三十日	額面金額百円につき百円六銭五	厘一毛	特別参加市場	国債市場	入札発行競争	価格競争	発行競争	償還期限	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十一	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十八年五月三十日	額面金額百円につき百円六銭五	厘一毛	特別参加市場	国債市場	入札発行競争	価格競争	発行競争	償還期限	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十二	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十八年五月三十日	額面金額百円につき百円六銭五	厘一毛	特別参加市場	国債市場	入札発行競争	価格競争	発行競争	償還期限	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十三	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十八年五月三十日	額面金額百円につき百円六銭五	厘一毛	特別参加市場	国債市場	入札発行競争	価格競争	発行競争	償還期限	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十四	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十八年五月三十日	額面金額百円につき百円六銭五	厘一毛	特別参加市場	国債市場	入札発行競争	価格競争	発行競争	償還期限	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十五	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十八年五月三十日	額面金額百円につき百円六銭五	厘一毛	特別参加市場	国債市場	入札発行競争	価格競争	発行競争	償還期限	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十六	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十八年五月三十日	額面金額百円につき百円六銭五	厘一毛	特別参加市場	国債市場	入札発行競争	価格競争	発行競争	償還期限	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日